

新潟県柏崎市看護師就職助成金交付要綱

平成 23 年 4 月	1 日	制 定
平成 23 年 5 月 24 日		一部改正
平成 24 年 4 月	1 日	一部改正
平成 24 年 5 月	1 日	一部改正
平成 27 年 4 月	1 日	一部改正
平成 28 年 4 月	1 日	一部改正
平成 31 年 4 月	1 日	一部改正
令和 2 年 4 月	1 日	一部改正
令和 3 年 1 月	1 日	一部改正
令和 3 年 3 月 30 日		一部改正
令和 5 年 3 月 15 日		一部改正
令和 5 年 4 月	1 日	一部改正
令和 6 年 4 月	1 日	一部改正
令和 7 年 4 月	1 日	一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の病院に勤務する看護師の就職を支援することにより、市内の病院に勤務する看護師不足の解消を図ることを目的に、予算の範囲内において、就職助成金を交付するものとし、その交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和 50 年規則第 29 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定される医療機関をいう。
- (2) 訪問看護ステーション 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 4 項に規定する訪問看護及び同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を実施する事業所（医療みなし指定事

業所は、除く。)をいう。

- (3) 介護施設 介護保険法第8条及び第8条の2に規定する介護施設（当該介護施設を運営する法人が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設を運営する場合にあっては、それらの施設を含む。）をいう。
- (4) 障害福祉施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設をいう。
- (5) 病院等 病院、訪問看護ステーション、介護施設又は障害福祉施設をいう。
- (6) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条から第6条までに規定される者で、かつ、同法第3条、第5条又は第6条に規定する業務を行う者をいう。
- (7) 基準日 平成28年4月1日をいう。
- (8) 転入者 新たに柏崎市内に住所を定めた者をいう。ただし、出生による場合を除く。
- (9) 転入日 転入者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する届出を行い、住民票に記載された年月日をいう。

（交付対象者の資格）

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 看護師又は就職時に看護師となる予定である者
- (2) 新たに看護師養成所を卒業し、市内の病院へ基準日以後に就職する者（市内の病院等に勤務していた者については、6月以上休職後に市内の病院へ新たに就職する者に限る。）又は基準日以後に市外の診療所・病院等から市内の病院へ転職する者
- (3) 市内の病院に1週間の勤務時間が1年を平均して35時間以上又は1月の勤務時間が140時間を超える勤務条件で、就職の日から3年以上継続勤務することを市内の病院の開設者又は病

院の長が認める者

- (4) 同一系列病院からの人事異動等による就職でない者
 - (5) 市税の滞納がない者
 - (6) 助成金の返還が生じた場合の連帯保証人として、成人した親族等1人を立てられる者
 - (7) 柏崎市介護職員就職支援事業補助金又は柏崎市福祉職員就職支援事業補助金の交付を受けていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年4月1日以降に独立行政法人国立病院機構新潟病院附属看護学校を卒業し、独立行政法人国立病院機構新潟病院に就職した者は、助成金の交付を受けることができない。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市内の病院に就職した日から60日以内に柏崎市看護師就職助成金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(助成金交付の決定又は不決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに助成金を交付するかどうかを決定し、交付する場合にあっては柏崎市看護師就職助成金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市看護師就職助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者へ通知しなければならない。

(助成金の交付額、回数及び交付時期)

第6条 助成金の交付基準及び交付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新たに市内の病院へ就職する者で、第3条の規定に該当する者
20万円
 - (2) 前号の規定に該当する者のうち転入した者（以下「転入者」という。） 前号に掲げる金額に10万円を加えた額
- 2 前項第2号に規定する転入者は、転入日が、市内の病院に就職した日の3月前から交付申請書を提出する日までの期間の者とする。ただし、独立行政法人国立病院機構新潟病院附属看護学校を卒業し

た後6月以内に就職した者に限り、転入日が入学の日の3月前から交付申請書を提出する日までの期間にある者を含み、就職した日以前に柏崎市から転出したことがある場合は、転入日が直近の登録を抹消した日から6月以上経過している者に限る。

3 助成金の交付回数は、1人につき1回を限度とし、交付決定の日から起算して30日以内に全額交付対象者に交付するものとする。

(申請事項の変更報告、休職報告)

第7条 交付の決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、第4条の規定により市長へ提出した申請書の記載内容に変更が生じた場合又は1月以上の療養休暇等の長期休暇を取得した場合は、速やかに柏崎市看護師就職助成金申請内容変更報告書(別記第4号様式)に変更内容又は休暇期間が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の一部又は全部の返還を助成対象者又は連帯保証人に柏崎市看護師就職助成金返還命令書(別記第5号様式)により命ずるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 第3条第3号に規定する勤務条件が欠格したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、この要綱に違反したとき。

(助成金返還の例外)

第9条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかの事由により第3条第3号に規定する勤務条件を欠いた場合は、前条の規定による助成金の返還の全部又は一部を求めないことができる。

(1) 死亡又は心身の故障その他の事由により、助成金の返還が不能又は困難となったとき。

(2) 勤務する市内の病院の廃止又は休止その他助成対象者の責めに帰することができない事由(ただし、就職先病院等の都合による市外病院等への異動を除く。)により、助成金の返還が適切でないと認められるとき。

(3) 勤務する市内の病院を退職した日から90日以内に他の市内の

病院等に看護師として就職し、第3条第3号に規定する勤務条件で、通算して3年以上の勤務が認められるとき。

- 2 前項各号のいずれかの理由に該当することとなった者は、柏崎市看護師就職助成金交付要綱第9条に該当する旨の届出書（別記第6号様式）にその事由が分かる書類を添付して市長に届け出なければならない。

（在籍報告）

- 第10条 助成対象者は、市内の病院に就職した日から3年を経過するまでの間は、1年を経過する日ごとに当該市内病院から証明を得て、柏崎市看護師就職助成金在籍報告書（別記第8号様式）により勤務の実態を報告しなければならない。

（委任）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

- 3 前項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までに廃止前の新潟県柏崎市看護師就職助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条の規定により助成金の交付決定が行われたときは、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年5月24日から施行し、改正後の新潟県柏崎市看護師就職助成金交付要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、改正前の新潟県柏崎市看護師就職助成金交付要綱の規定により既に交付決定を受けたものは、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正前の新潟県柏崎市看護師就職助成金交付要綱の規定により既に交付決定を受けたものは、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正前の新潟県柏崎市看護師就職助成金交付要綱の規定により既に交付決定を受けたものは、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正前の新潟県柏崎市看護師就職助成金交付要綱の規定により既に交付決定を受けたものは、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正前の新潟県柏崎市看護師就職助成金交付要綱の規定により既に交付決定を受けたものは、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、改正前の新潟県柏崎市看護師就職助成金交付要綱の規定により既に交付決定を受けたものは、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行し、改正前の新潟県柏崎市看護師就職助成金交付要綱の規定により既に交付決定を受けたものは、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正前の新潟県柏崎市看護師就職助成金交付要綱の規定により既に交付決定を受けたものは、

なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正前の新潟県柏崎市
看護師就職助成金交付要綱の規定により既に交付決定を受けたものは、
なお従前の例によるものとする。